

銚子市地域おこし協力隊(民間企業等受入型)
受入事業者 募集要項

令和5年6月5日

銚子市

銚子市地域おこし協力隊（民間企業等受入型）受入事業者 募集要項

1 事業の目的と概要

地域の活性化及び地域産業の振興を目的として、都市部から人材を誘致し、地域における活動を通じて定住・定着を図るため、総務省が定める「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年総行応第38号）に基づき、銚子市地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）を令和2年度から委嘱しています。

令和5年5月1日時点で9名の隊員が市内で活動されていますが、さらなる地域課題の解決や移住・定住策に寄与するため隊員の拡充を目指します。今回、新たなアプローチとして、隊員と協働して地域協力活動を行う民間企業等（以下「事業者」という。）を募集します。

2 応募対象者

応募できる事業者は、市内に事務所・事業所等を置く法人（株式会社・NPO法人・一般社団法人など）及び市内に住所を置く個人事業主です。

3 応募要件

事業者として応募する方は、隊員の活動を支援し、活動基盤の強化を図るとともに、次の要件を満たしている必要があります。

- (1) 隊員は既存事業の運営をするための補充人材ではなく、新たな取組に挑戦するために必要な人材として雇用すること。
- (2) 隊員の活動内容、研修内容に関して責任を持ち、市内での生活をサポートする担当者を配置し、その担当者は市からの問い合わせに迅速に対応すること。
- (3) 隊員が受入期間終了後も希望すれば、市内で働き続けられるように責任を持つこと。
- (4) 事業者の運営に関する規則（定款、規約、会則等）を有し、責任者が明確であること。
- (5) 市民税の申告義務があり市税を滞納している事業者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者でないこと。
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと。
- (8) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。

4 契約に関する事項

(1) 隊員の取扱

- ① 市は「銚子市地域おこし協力隊」として委嘱します。
- ② 事業者は、隊員と雇用契約を締結します。
- ③ 受入隊員数は、当該年度において一の活動につき1名までとし、通算して常時2名を上限とします。

(2) 事業内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 市との関係性

事業者と市は、委託契約を締結します。

なお、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しない又は解除することがあります。

(4) 財政支援

1隊員あたり 金4,800,000円/年(消費税及び地方消費税を含む)を上限とします。

(5) 委託契約期間

委託契約締結日から令和7年3月31日まで。

隊員の任期(最長3年)に応じて再委託することができます。

(6) 委託料の支払い

市の審査を経て、事業者の請求に基づき支払うこととします。請求額の根拠資料も併せてご提出ください。

(7) 会計処理等

委託料の会計処理については、次のとおり対応してください。

- ① 独立した口座を開設してください。
- ② 専用の帳簿(任意様式)を設け、費用区分に従い整理してください。
- ③ 支出の根拠となる請求書、領収書及び振込依頼書等を保存してください。
- ④ 委託業務に係る帳簿及び証拠書類等は、委託業務完了年度の翌年度から5年間保存してください。

(8) その他

- ① 本事業は、令和6年度銚子市一般会計予算の成立を前提としており、本事業に関する予算の状況によっては、契約を締結しないことや内容等に変更が生じることがあります。
- ② 財政支援額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源に支援するものであり、国の同要綱の改正が行われた場合は、財政支援額に変更が生じることがあります。
- ③ 隊員の応募状況により、受入希望に沿えないことがあります。
- ④ 隊員の活動期間は、原則として1年以内とし、3年を限度として期間を更新することができます。財政支援も同様とし、それ以降の財政支援は行いません。

5 スケジュール

内 容	時 期
募集開始	令和5年6月5日（月）
受入申込書等の提出期限	令和5年7月21日（金）
受入事業者の決定	令和5年8月下旬頃
隊員の募集開始	令和5年9月上旬頃
隊員の募集期限	令和5年10月上旬頃
受入事業者による面接等	令和5年11月上旬頃
隊員の採否決定	令和5年12月上旬頃
契約締結・事業開始	令和6年4月1日以降

6 応募手続き等に関する事項

(1) 提出書類

- ① 銚子市地域おこし協力隊員受入申込書（別記様式第1号）
- ② 応募要件に係る宣誓書（別記様式第2号）
- ③ 活動支援事業等提案書（別記様式第3号）
- ④ 定款、規約、会則又はこれらに類する書類
- ⑤ 隊員の労働条件を示す書類
- ⑥ その他参考資料（任意・様式自由）

(2) 提出方法など

- ① 提出部数 (1)の書類①～⑥をまとめて1部
- ② 提出方法 持参若しくは郵送
- ③ 提出期限 令和5年7月21日（金） 必着

7 事業者の選定

(1) 選定方法

- ① 本募集要項に定める要件及び業務遂行能力、事業の実現性・継続性、独自性・先進性などを総合的に評価して事業者を選定します。特に隊員の配置により地域の活性化にどう貢献するのかが重要なポイントとなります。
- ② 提案内容について、必要と判断した場合は、応募者に対して個別に、面談又は電話等によるヒアリングを行います。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ② その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(3) 選定結果の通知

選定の結果は決定後速やかに、応募者に対して通知します。

8 その他

- (1) 提出いただいた書類は返却いたしません。
- (2) 提出書類は、本事業等の目的用途以外に使用しません。
- (3) 提案書類を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。

9 提出先・問い合わせ先

担当課：銚子市役所 秘書広報課 公民連携事業室

住所：〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1

電話番号：0479-21-3779

FAX番号：0479-25-4044

メールアドレス：koumin@city.choshi.lg.jp